

経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

今回のテーマ： 少数株主からの株式強制買取

5月1日施行の会社法改正により、キャッシュ・アウトに用いることのできる手法が多様化されました。

### 1. キャッシュ・アウト（以下、CO）手法の選択肢と概要

	株式等売渡請求	全部取得条項付種類株式	株式併合
手法の概要	総株主の議決権の90%以上を保有する株主が、他の全ての株主から株式を強制的に取得する。	普通株式に全部取得条項を付し、全部取得の対価として、種類株式を発行する。 このとき、各少数株主に交付される種類株式がすべて端株となるよう比率の調整を行う。	CO実施者以外の株主に端株しか残らないよう併合比率を設定し、株式併合を行う。

### 2. 各手法における関係当事者の課税関係

CO実施者、少数株主、対象会社の課税関係はつぎのとおりです。

	株式等売渡請求	全部取得条項付種類株式	株式併合
CO実施者	課税関係なし。	端数部分を譲渡する場合、株式譲渡損益を認識	同 左
少数株主（原則）	譲渡損益	同 左	同 左
対象会社	特段の課税関係は生じない。	同 左	同 左

### 3. 各手法の主な課題

	株式等売渡請求	全部取得条項付種類株式	株式併合
主な課題	議決権保有要件が厳しい。	・株主総会特別決議を要する等、時間がかかる。 ・端数処理が必要	同 左

### お見逃しなく！

- ① 上記以外の手法として、「現金株式交換」、「現金合併」がありますが、いずれの手法も税制非適格となります。
- ② いずれの場合も、法令違反がある場合、株主は差止請求権を行使することができます。
- ③ 株式等売渡請求における「特別支配株主」とは、自己及び完全子法人と合算して、総株主の議決権の90%以上を保有する株主のことをいいます。